

柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

柏市長 太 田 和 美

柏市条例第44号

柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例

柏市開発事業等計画公開等条例（平成21年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「第18条第2項（）」を「第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 事業者（改正後の第2条第2項第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が開発事業等（同項第6号に規定する開発事業等をいう。以下同じ。）をしようとする場合であって、当該開発事業等に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第4項（同法第87条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（次項において「計画通知」という。）を行う日が令和7年2月28日以前であるときにおける改正後の第10条第3項の規定の適用については、同項中「次の各号に規定する日のうちいずれか早い日から起算して30日前の日までに」とあるのは、「建築基準法第18条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知を行う日までに速やかに」とする。
- 3 事業者が特定開発事業等（改正後の第6条第2項に規定する特定開発事業等をいう。）をしようとする場合であって、当該特定開発事業等に係る計画通知を行う日が令和7年4月28日以前であるときにおける同条第1項の規定の適用については、同項中「しようとする日から起算して60日前の日までに」とあるのは、「する日までに速やかに」とする。